建度通过ENS



-CONTENTS-

- ●廃棄物・リサイクル対策部長就任にあたり 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 鎌形 浩史
- ●追悼·当財団専務理事 飯島孝 飯島さんを悼む (公財)日本産業廃棄物処理振興センター理事長 **岡澤 和好**
- 水銀廃棄物の適正管理について京都大学大学院地球環境学堂教授 高岡 昌輝
- ●平成27年度 廃棄物・リサイクル対策関係予算案 概算要求の概要
- ●トルコ共和国~現地との共同実験報告~(廃棄物斜面安定性評価等の研究)
- ●都道府県の産廃対策 [シリーズ第15回] 福岡県における産業廃棄物不適正処理防止に向けた取組みについて
- ●産廃振興財団のうごき
 - ■経営塾OB会



公益財団法人產業廃棄物処理事業振興財団



廃棄物・リサイクル 就任にあたり

廃棄物・リサイクル対策部長を拝命いたしまし た鎌形です。

廃棄物行政は奥深く、内容も多岐にわたってお り、7月に部長就任以来、日々学びながら様々な 業務に取り組んでいます。

東日本大震災により、放射性物質に汚染された 廃棄物を含む大量の廃棄物が発生しました。環境 省では発災後3年7ヶ月たった今も、総力をあげ てこの問題に取り組んでいます。

また、国・地方自治体・企業・NPO・NGO・ 国民皆が一丸となって、これまで以上に3Rと適 正な廃棄物処理を徹底させることにより循環型社 会の形成促進を進めていく必要があると考えてお ります。廃棄物・リサイクル行政を担う環境省と しても、解決すべき多くの課題があると認識して おりますが、今回はそのなかでも特に6つの項目 に焦点を当て、それらの現状とこれからの取組に ついて述べ、廃棄物・リサイクル対策部長就任の 言葉と代えさせていただきます。

東日本大震災への対応

東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波によっ

て、東日本の13道県241市町村において、災害 廃棄物が約2千万トン、津波堆積物が約1.1千万 トン発生しました。この災害廃棄物等の迅速な撤 去・処理なくして被災地の復興はなし得ないとの 考えから、平成26年3月末までに災害廃棄物の処 理を完了するという目標を掲げ、処理を推進して まいりました。特に大量の災害廃棄物が発生した 岩手県及び宮城県では、仮設焼却炉を設けるなど して県内において全力で処理を進めるとともに、 処理が間に合わない分については、全国の各自治 体及び住民の協力を得て、広域処理を実施しまし た。その結果、目標期限までに処理を完了するこ とができました。

福島県では、特に被害の大きかった沿岸部を中 心とした地域では、主として国の直轄処理又は代 行処理によって処理を進めています。きめ細かな 進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行 処理等による支援を通じ、被災地の復興のため、 できるだけ早期の処理完了を目指していきます。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に 伴う放射性物質により汚染された廃棄物の迅速な 処理も、非常に大きな課題です。放射性物質汚染 対処特措法に基づき、汚染廃棄物対策地域(平成

対策部長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 鎌形 浩史

23年12月当時の警戒区域及び計画的避難区域である区域等)内にある廃棄物は、国が処理を実施するほか、その他の地域においても、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え、環境大臣が指定した廃棄物については、指定廃棄物として国が処理を実施することとしています。住民の皆様が安全に安心して生活できる地域に戻すことを目指し、放射性物質により汚染された廃棄物の処理に全力で取り組んでまいります。

巨大災害の発生に備えて

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度に「災害廃棄物対策指針」を策定し、地震、津波、水害及びその他自然災害によって発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を示すことにより都道府県及び市町村による災害廃棄物処理計画の策定を支援しています。

さらに、東日本大震災をはるかに上回る規模の 南海トラフ巨大地震(災害廃棄物が約3.5億トン発生と推計)や首都直下地震(災害廃棄物が約1億トン発生と推計)等の巨大地震に備え、平成25年10 月から、「巨大地震発生時における災害廃棄物対 策検討委員会」を開催し、廃棄物処理システムの 強靱化に向けた総合的な対策の検討を行い、平成 26年3月に中間とりまとめ「巨大災害発生時にお ける災害廃棄物対策のグランドデザインについ て」を策定し、巨大災害廃棄物対策に関する基本 的な方向性を示しました。

本年度からこのグランドデザインを踏まえ、制度的対応の必要性も含めて全国ブロック単位での検討を進め、巨大災害発生時における災害廃棄物処理体制の強化を進めていきます。

不法投棄対策の推進

平成24年度中に新規に判明した不法投棄件数は187件、不法投棄量は4.4万トンで、ピーク時(平成10年度1,197件、平成15年度74.5万トン)と比べると大きく減少していますが、未だ撲滅には至っていません。そのため、環境省においては、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの間を全国ごみ不法投棄監視ウィークとし、都道府県等とともに同ウィークを中心とした不法投棄撲滅のための活動を進めているところです。

一方、既に行われた不法投棄等により生活環境 保全上の支障等が生じている場合、これを一刻も 早く除去する必要があります。そのため、平成10年6月以前の事案については、都道府県等が行う支障除去等事業に対して、産廃特措法に基づく支援を行っています。また、平成10年6月以降の事案を対象として支援を行うための廃棄物処理法に基づく基金については、平成28年度以降の在り方について、検討を進めています。引き続き都道府県等と協力して、不法投棄等の対策を推進してまいります。

優良化事業の推進

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場で優位に立てる仕組み作りが必要です。このため、平成22年の廃棄物処理法改正時に優良産廃処理業者認定制度が創設され、平成23年4月1日から施行されました。本制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として通常の許可基準よりも厳しい基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定し、許可の有効期間を通常の5年から7年にする等のインセンティブを付与したものです。

また、排出事業者が本制度による優良認定業者を選びやすくするための施策についても積極的に進めています。その一つが(公財)産業廃棄物処理事業振興財団に運営いただいている「優良さんぱいナビ」で、優良産廃処理業者認定制度の認定業者が排出事業者に対してWeb上で効果的に情報を発信することを目的として利用されています。さらに、産業廃棄物の排出事業者と優良産廃処理業者等のコンソーシアムを形成することを目的として、これらの事業者間で構成されるシンポジウム及びワークショップを開催し、連携・協働に向

けたビジネス・マッチングを行っています。その ほか、平成25年2月に環境配慮契約法に基づく基 本方針の中に新たな契約類型として追加された 「産業廃棄物の処理に係る契約」では、国及び独立 行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託に係る入 札において優良認定業者が有利な立場になる仕組 みとなっています。

これらの施策は引き続き行い、優良認定業者の さらなる増加を図ってまいります。

水銀廃棄物の環境上適正な処理の確保

昨年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」では、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう、締約国に適当な措置をとることが求められています。金属水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じた場合に適切に処分する方策等、条約を踏まえた水銀廃棄物対策について、中央環境審議会循環型社会部会の下に設置した専門委員会において検討が進められています。また、廃棄物焼却施設など水銀を大気中に排出する施設への対策については、同審議会大気・騒音振動部会において検討されています。

水銀廃棄物対策については、廃金属水銀を特別管理産業廃棄物に指定すること、金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法を設定すること、水銀が飛散・溶出しやすい廃製品を「水銀含有産業廃棄物」として指定し適切に管理することなどについて、検討されています。今後、専門委員会での取りまとめを経て、必要な法制度の整備等を行い、水銀廃棄物の環境上適正な処理の確保に取り組んでまいります。

PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物については、PCB廃棄物処理基本計画を変更し、平成26年6月6日に告示いたしました。変更後の基本計画には①日本環境安全事業株式会社(JESCO)の5事業所の長所を活かし、それぞれの事務所の処理能力を相互に活用すること、②安定器等・汚染物の処理については、北九州事業所及び北海道事業所を活用すること、③計画的処理完了期限、事業終了準備期間を設け、遅くとも平成37年度までに処理を完了し、これを再延長することはないこと、などが盛り込まれました。

今回の基本計画変更により、JESCOの処理施設立地地域においては、本来早期に終わるはずだった施設の稼働期間が延長され、かつ、他地域からの搬入量が増えるという重い負担を背負っていただくことになりました。

このため、PCBを含む電気機器の使用者、PCB廃棄物の保管事業者、地方自治体、国などが一丸となって1日も早く安全にPCB廃棄物の処理を完了する必要があり、環境省としても基本計画に掲げられた各取組を全力で推進してまいります。

終わりに

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団におかれましては、廃棄物処理法に基づき指定された産業廃棄物適正処理推進センターとして、都道府県等が行っている産業廃棄物の不法投棄等に対する原状回復に対する基金からの支援や、事業者に対する助言・指導、情報提供等の業務を実施していただいております。

また、処理が困難なPCB廃棄物について、処理方策の御検討を支援いただいているほか、低濃

度PCB廃棄物の無害化処理認定を受けようとする事業者に対する指導・助言など、PCB廃棄物の適正かつ早期の処理に向けた支援事業を行っていただいております。

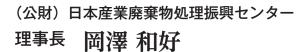
このように、産業廃棄物処理事業振興財団は、 我が国における産業廃棄物の適正処理に向けて重 要な機能を果たしているとともに、活動の幅も広 がってきており、環境省としても、同財団のより 一層の発展を期待しております。



飯島孝 追悼・当財団専務理事



飯島さんを悼む





去る8月14日、突如、財団専務理事の飯島孝さんが亡くなった。その前に、いろいろと身体の不調を 訴えていたことは知っていたが、1ヶ月ほど前に会食した時は、本人は至って元気そうで、「もう何を しても大丈夫」と言っていたのに、あまりにあっけなく逝ってしまったことが未だ信じられない。

皆さんご存知のとおり、飯島さんは、明るく天真爛漫で、固いイメージの役人出身としては型破りな 人である。学生の頃から、とにかく飲むことや、賭け事など楽しいことが大好きで、しかも隠し事がで きないという子供みたいな性格である。

飯島さんは、私にとっては大学の後輩で、私が大学院在籍中、彼が卒論を書いていた頃になんとなく 顔見知りとなった。その後、昭和47年4月に発足後間もない環境庁に採用され、私の方は半年遅れで厚 生省に採用された。厚生省と環境庁の土木系技官の人事は一体として行われていた関係上、職場でも先 輩、後輩の関係ということになった。

実は、私の結婚後に知ったことなのだが、彼のお姉さんと私の家内の姉とは中学・高校が一緒で、母 親同士もPTAの役員として顔見知りという関係である。義母の話によれば、彼は子供の頃から勉強も でき、エリートコースをひた走る飯島家の自慢の息子だったという。

実際、彼は本来的に頭がいいということだろうが、仕事に関しては、何でも卒なくこなし、常に上司 の評価は良かったと思う。語学も得意で、30代でケニアの日本大使館勤務となった。ケニアでは印象 的な体験をいろいろとしたようで、帰国後、もう一度くらい海外勤務をしたいというようなことを言っ ていた。それは結局実現しなかったが、1992年にリオ・デ・ジャネイロで開催された「地球サミット」 に日本代表団の一員として参加したことは、環境問題に関する思い入れを強めることとなったようであ る。

その後省庁再編があり、厚生省で所管していた廃棄物行政を環境省で所管することが決まった。飯島 さんは、環境庁のプロパーという扱いで、それまで厚生省で勤務した経験は産業廃棄物対策室長の2年 間だけだったが、省庁再編に備え、環境整備課長として厚生省に2度目の出向となった。厚生省の環境 整備課長というのは、公共事業を所管し、政治家から廃棄物処理業者まで広い付き合いが求められるポ

ストであるが、飯島さんには、これが結構なはまり役であったようだ。最初は、行政のスタイルが違う ことから少し戸惑ったようだが、開けっ広げの性格は廃棄物行政にもうまく適応し、関係者からも大変 好かれるようになったのは、さすがというべきであろう。

彼は、もともと誘われれば断らないという性格もあって、毎晩のように夜の仕事に精勤し、あちらこちらのお店では「タカチン」として名を馳せていたらしい。あまりの無防備さに、部下が心配して私に相談しにきたこともある。彼自身、そのような風評で損をしたことも少なからずあったと思うが、本人はあっけらかんとしたもので、本当に憎めないヤツだった。結局、この時の経験と評価が、その後、環境省の廃棄物・リサイクル対策部長を務め、廃棄物処理事業振興財団の専務理事を務めることにつながったと思う。

彼の部長時代、国会の委員会室でよく顔合わせする機会があったが、特に、国会答弁のうまさには、 みな感心させられた。質問した議員を持ち上げた上で、相手が「そうかな……」と思うようなもっともら しい説明をすらすらとするのは本当にうまく、「きっとあちこちで調子のいいことを言いまくっている からに違いない」と、やっかみを言われていた。

廃棄物・リサイクル対策部長の後は、独立行政法人となった国立環境研究所の理事として筑波勤務となった。もともとどこに行っても、何をやっても、仕事や生活を楽しむということのできる人だったのだが、当時久しぶりに顔を合わせることがあると、いろいろと筑波での奮闘振りを話してくれ、筑波での生活も結構気に入っていたようであった。

環境省(環境庁)も昭和46年の発足以来、その役割もずいぶんと変わったが、飯島さんは、常に環境 行政の最前線にいて、自らの能力を如何なく発揮したと思う。環境省のOBとして、これからもまだま だ活躍してもらわなければならないのに、本当に惜しい人材を失った。思えば、決して長くはない一生 であったが、仕事の傍ら人生を十分に楽しみ、彼自身にとっては満足のいく生涯ではなかったかと思う。 また、我々に対しても忘れられない思い出を残してくれた。

謹んで故人のご冥福をお祈りしたい。

飯島 孝

昭和24年2月22日生

昭和47年 4月 東京大学工学部卒業

昭和47年 5月 厚生省採用(環境衛生局水道課)

5月 環境庁大気保全局企画課

53年 6月 外務省在ケニア日本国大使館二等書記官

58年 7月 横浜市公害対策局副主幹

61年 7月 環境庁長官官房総務課広報室長

61年 12月 環境庁長官官房秘書課秘書官事務取扱

62年 11月 環境庁企画調整局環境保健部保健企画 課調査官

63年 7月 通商産業省工業技術院総務部国際技術 調査室長

平成 2年 7月 環境庁地球環境部研究調査室長

4年 7月 厚生省水道環境部産業廃棄物対策室長

6年 9月 環境庁水質保全局水質規制課長

8年 7月 環境庁大気保全局大気規制課長

11年 8月 厚生省水道環境部環境整備課長

13年 1月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対 策部廃棄物対策課長

14年 1月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対 策部長

15年 7月 独立行政法人国立環境研究所理事

18年 7月 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 専務理事

24年 4月 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興 財団専務理事

26年8月14日 死去

水銀廃棄物の適正管理について



京都大学大学院地球環境学堂 高岡 昌輝 教授

1 はじめに

近年、水銀の地球規模のリスクに関する様々な 科学的知見が集積されて、国際的に水銀使用低減 の潮流ができ、国連環境計画(UNEP)が中心とな って管理枠組みの構築が提案された。2013年1月、 「水銀に関する水俣条約」(以下、水俣条約と記 す) の制定が合意され¹⁾、2013年10月には外交会 議が我が国熊本市及び水俣市で開催された。

これまで様々な製品や生産プロセスにおいて使 用されてきた水銀は、条約が発効すると、その使 用について厳しい制限がかけられることとなる。 つまり、生産プロセスの変換(例えば、2025年ま でのクロロアルカリプラントの全廃)が求められ るとともに製品への使用が最小化される。もはや 使用用途がない水銀は有害廃棄物として扱わねば ならない。このように、今後我々は、「元素」であ る水銀自体を管理していく必要がある。また、水 銀を含む製品が廃棄物となった場合やプロセスの 残渣に含まれる水銀も水銀含有廃棄物として適正 な管理が求められる。

それゆえ、水俣条約を踏まえた水銀廃棄物の適 正な管理を検討するため、2014年3月17日、中 央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえ た今後の水銀対策について」が諮問され、同日付 けで循環型社会部会に付議され、現在、その対策 が検討されている。

2 水俣条約における廃棄物関連分野

水銀に関する水俣条約において、第11条とし てMercury Wastesという条項がある²⁾。第1項は、 バーゼル条約締約国はバーゼル条約の関連する定 義を本条約の対象となる廃棄物に適用すること、 第2項は水銀廃棄物の定義が定められている。水 銀廃棄物の定義は、水俣条約の締約国会議がバー ゼル条約と連携して定める関連する閾値 (relevant thresholds)を超える量の

- (a) 水銀又は水銀化合物から構成される、
- (b) 水銀又は水銀化合物を含む、又は
- (c) 水銀又は水銀化合物に汚染されている、 物質又は物体で、国内法又は本条約の諸規定によ って処分されるか、処分が意図されるか、又は処 分が義務付けられるものを意味する。

この定義は、締約国会議が定める閾値を超える 水銀又は水銀化合物を含まない限り、採掘される 表土、廃岩、尾鉱を除くものである(水銀の一次 鉱出を除く)。具体的には、(a) は日本にはない がクロロアルカリプラントで使用された金属水銀 や水銀添加製品から抜き出された金属水銀、ある

いは汚泥などの水銀汚染物や水銀添加製品から回 収した純度の高い金属水銀を意味する。また、

- (b) は蛍光管やボタン電池などの水銀添加製品、
- (c) は汚泥やばいじんなどの水銀汚染物を意味し ている。

第3項は管理に関することであり、水銀廃棄物 が以下のように取り扱われるよう適切な措置をと るように書かれている。

- (a) バーゼル条約の下で作成されたガイドライン を考慮し、及び第27条に定めるように締約 国会議が追加の附属書として採択する要件に 従って、環境上適正な方法で管理される。締 約国会議は義務の作成において、締約国の廃 棄物管理規制及びプログラムを考慮する。
- (b) 条約の下で締約国に許可されている用途、又 は第3項(a)に従う環境上適正な処分のため にのみ、回収、リサイクル、再生、又は直接 再利用される。
- (c) バーゼル条約締約国については、本条及びバ ーゼル条約を遵守した環境上適正な処分を目 的とする場合を除き、越境運搬はされない。 バーゼル条約が越境移動に適用されない場合 については、国際規則、基準、ガイドライン を考慮した場合にのみ締約国は当該移動を許 可する。

第4項は、第3項(a)で言及したガイドラインの 適宜見直し、改定に関するもので、第5項は、水 銀廃棄物の適正な管理能力の開発に関するもので ある。

ただ、第11条のみが廃棄物と関連するもので はなく、第3条:水銀の供給源及び貿易、第4条: 水銀添加製品、第5条:水銀又は水銀化合物を使 用する製造工程、第8条: 大気への排出、第10 条:水銀廃棄物以外の水銀の環境上適正な暫定的 保管なども密接に関連する。例えば、廃棄物焼却 からの水銀の大気への排出を減少させるためには、

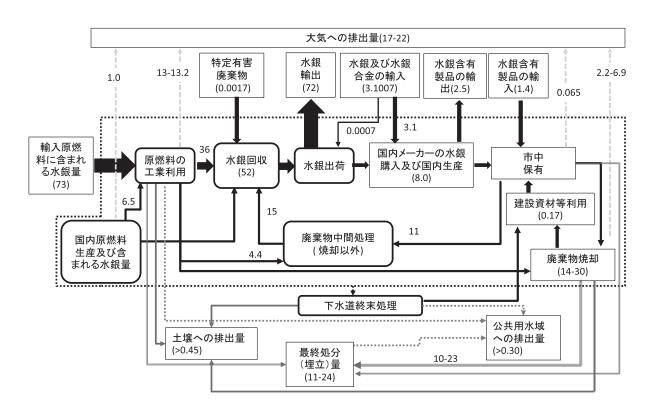
排ガス処理装置での対応もあるが、そもそも焼却 するための廃棄物に水銀が含まれないようにする ことが重要である。したがって、他の分野と連携 した取り組み、対策を考え、全体として水銀の環 境中の排出削減に注意を払う必要がある。

3 水銀の流れと処理・処分

水銀及び水銀廃棄物の適正管理を行う上で、水 銀の流れ(マテリアルフロー)を把握することは重 要であり、2013年3月21日に環境省は水銀マテ リアルフローのアップデート版を公表している³⁾。 図**1**に示す。

我が国の水銀マテリアルフローの主な流れとし ては、輸入原燃料中に含まれる水銀が73トン、 国内で生産される原燃料中に含まれる水銀が6.5 トンで、これらが工業利用プロセスに入っていく。 主な水銀起源は非鉄製錬の鉱石由来の不純物であ る。これらの工業利用プロセスへ流入した水銀の うち、水銀回収工程に送られるのが36トン程度 と推定されている。製品系の廃棄物などの回収に よる水銀は15トン程度、両者を合わせて回収水 銀量は52トンと見込まれている。

現在の国内需要は8トン程度であり、国際的に も条約発効以降は中長期的には回収水銀の製品へ の利用は減少することから、現時点でのバランス で考えると40トン強程度が余剰金属水銀となる。 この余剰金属水銀が新たな廃棄物として処理・処 分せねばならないものとなる。これまで有価で扱 われていたので処理基準はないことから、現在、 金属水銀の有害性に鑑み、特別管理産業廃棄物へ 指定し、処理の体制を確立することが検討されて いる。一方で、最終処分に流れている水銀量が 11-24トンある。これらは水銀汚染物か廃水銀添 加製品の一部であり、従前通りの安定化処理が求 められ、溶出濃度によって管理される。しかしな がら、一定濃度以上の水銀を含有する水銀汚染物



水銀のマテリアルフロー(単位はトン/年) 一部、筆者が改変3)

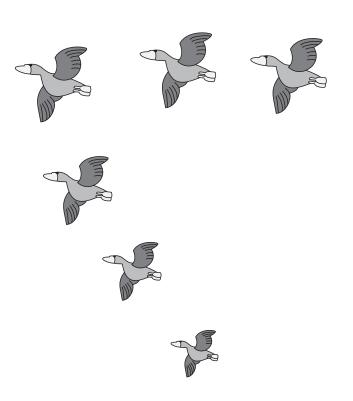
は従来回収に回っていたものが、有価でなくなる ことから直接埋立処分される恐れがある。共存物 質や水銀化合物の形態によっては、従前の安定化 処理法では水銀を溶出抑制できないおそれがある。 ゆえに、一定濃度以上の水銀汚染物については水 銀を回収すべきであり、このための含有率に対す る基準についても検討する必要がある。この含有 率のレベルによっては、回収される水銀量と従来 通り最終処分する水銀量が異なってくる可能性が ある。

4 おわりに

今後、海外においては条約の枠組み内での水銀 含有製品の継続的な製造・使用も想定されるが、 国内におけるマテリアルフローでは明らかに余剰 金属水銀の発生は避けられず、中長期的動向を見 据えて、国内での長期の保管・処分体制を整えて おく必要がある。アメリカでは鋼鉄製のフラスコ に金属水銀を貯蔵する方法が採用されており、長 期に保管されている実績がある。日本は地震や台 風などの自然災害の多発地域であることを考慮す ると、最終的にはより安定化した水銀形態での処 分が求められる。このため、金属水銀を硫化物に 変換する安定化技術や長期安定性の評価などが検 討されている⁴⁾。安定化された硫化水銀の処分に ついては、埋立処分後の長期での挙動を想定した 要件が処分場構造には必要となり、現時点での知 見では、少なくとも遮水機能の強化や有機物との 混合埋立の禁止などの要件が検討されている。ま た、水銀の漏えい等のリスクがすぐに検知できる ような構造及び運用、体制が必要である。いずれ にしても、現在その検討が始まり、科学的知見が 出始めている時点であり、安全な保管・処分のた めにはより一層の科学的知見の蓄積が必要である。 Work of its Fifth Session, 平成25年3月14 Н

参考文献

- 1) 環境省報道発表資料「水銀に関する条約の制 定に向けた政府間交渉委員会第5回会合」の 結果について(お知らせ)平成25年1月22日 http://www.env.go.jp/press/press. php?serial=16232
- 2) UNEP: Draft Minamata Convention on Mercury (Annex), Report of the Intergovernmental Negotiating Committee to Prepare a Global Legally Binding Instrument on Mercury on the
- 3) 環境省報道発表資料 水銀に関するマテリア ルフロー及び大気排出インベントリーについ て(お知らせ)平成25年3月21日 http://www.env.go.jp/press/press. php?serial=16475
- 4) 高岡昌輝、貴田晶子、守冨寛、高橋史武、浅 利美鈴、小口正弘、平成25年度環境研究総 合推進費補助金研究事業総合研究報告書、水 銀など有害金属の循環利用における適正管理 に関する研究(3K113001)(2014)





環境省

平成27年度 廃棄物・リサイクル対策関係予算案

概算要求の概要

環境省は、8月29日に平成27年度廃棄物・リサイクル対策関係予算案の概算要求をまとめ、財務省 に提出した。

環境省の概算要求総額8.073億円。廃棄物・リサイクル対策関係の概算要求額は2.597億6.400万円 となっている。

廃棄物処理施設整備費補助金は45億2,400万円。このうち、廃棄物処理センター等は7億2,400万円、 PCB処理施設は38億円。循環型社会形成推進交付金は、他省庁分を合わせて830億3,100万円が要求さ れている。

新規要求項目の中で、大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業のための4億8.866万円の 要求は、今年3月に策定した"巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて(中 間とりまとめ)"の具体化に向け、巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針の策定や民間連携強 化等の検討を進めるための予算としている。南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大災害の発生時 において、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理を実施し、国民の生活環境が保たれ、早期に復旧・復興 につながることができるよう、国及び広域ブロック単位における事前の対策の策定を目指したいとして いる。また、エネルギー対策特別会計要求では省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業のための 10億円の要求などが注目される。

その他、東日本大震災復興特別会計要求として、放射性物質汚染廃棄物処理事業に1,505億3,500万 円(廃対課)などが要求されている。

表1 平成27年度概算要求・要望の概要(廃棄物・リサイクル対策部)

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度	対前年度	対前年度比
	予算額	要求・要望額	差引増△減額	(%)
	①	②	②-①	②/①
公共事業(環境省計上分)	〈10,231〉	〈15,789〉	(5,558)	〈154%〉
	58,110	83,159	25,049	143%
非公共(本省予算)	〈161,741〉	〈162,561〉	〈819〉	〈101%〉
	167,994	172,917	4,922	103%
非公共(地方環境事務所予算)	28	28	0	100%
エネルギー対策特別会計	2,327	3,660	1,333	157%
合 計	〈171,972〉	(178,350)	(6,377)	〈104%〉
	228,459	259,764	31,304	114%

注:上段()書きは、東日本大震災復興特別会計要求分であり、内数である。 ※主要新規事項等の概要はhttp://www.env.go.jp/guide/budget/に掲載

表2 廃棄物・リサイクル対策関係公共事業の内訳

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度	対前年度	対前年度比
	予算額	要求・要望額	差引増△減額	(%)
	①	②	②-①	②/①
循環型社会形成推進交付金	(57,232)	(83,031)	(25,799)	(145%)
	52,967	78,519	25,552	148%
一般廃棄物処理施設	(48,173)	(72,337)	(24,165)	(150%)
	44,546	68,419	23,873	154%
浄化槽	(9,059)	(10,694)	(1,634)	(118%)
	8,421	10,100	1,679	120%
廃棄物処理施設整備費補助金	5,219	4,524	-695	87%
廃棄物処理センター等	(1,219) 1,029	724	(-1,219) -350	(-) 70%
PCB処理施設	4,000	3,800	-200	95%
廃棄物処理施設災害復旧費補助金	30	30	0	100%
調査費等	84	86	2	102%
合 計	(62,565)	(87,671)	(25,106)	(140%)
	58,110	83,159	25,049	143%

注1:上段()書きは国土交通省計上分(北海道、離島、奄美)及び内閣府計上分(沖縄)を含んだ総額注2:東日本大震災復興特別会計を含む

表3 主要新規事項等一覧

(単位:百万円)

事項	平成26年度予算額	平成27年度概算要求・要望額	対前年度比較増△減額
一般会計			
(非公共)			
・循環型社会形成推進等経費	97	101	4
・レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費	401	789	388
・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業	658	606	△52
・(新)大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業	0	489	489
・浄化槽情報基盤強化推進事業費	16	16	0
・有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業	29	45	16
・ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	44	40	△4
・PCB廃棄物適正処理対策推進事業	133	216	83
・適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視強化	34	49	15
・製造業者等と連携した循環産業形成支援事業	33	32	△1
・水銀条約の締結に必要な環境上適性な水銀廃棄物処理体制の整備等事業	50	142	92
・(新)産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業	0	300	300
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	206	2,504	2,298
・PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費	3,000	3,000	0
(公共)			
・廃棄物処理センター等に対する補助事業	1,022	600	△422
・PCB処理施設整備事業	4,000	3,800	△200
・循環型社会形成推進交付金(浄化槽分を除く)	34,315	52,630	18,315
・循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	8,421	10,100	1,679
エネルギー対策特別会計			
・(新)省CO ₂ 型リサイクル高度化設備導入促進事業	0	1,000	1,000
・廃棄物発電の高度化支援事業	102	218	116
・廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	1,095	1,092	△3
・循環産業の国際展開に係る海外でのCO ₂ 削減に向けた実証支援事業	150	150	0
東日本大震災復興特別会計			
・放射性物質汚染廃棄物処理事業	133,012	150,535	17,523
・循環型社会形成推進交付金(浄化槽分を除く)	10,231	15,789	5,558

^{*}この他、内閣府に地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)を計上

トルコ共和国 ~現地との共同実験報告 (廃棄物斜面安定性評価等の研究)

適正処理·不法投棄対策部 山脇 敦

トルコ共和国で今年8月9日~11日、現地の埋 立地管理会社と共同で、埋立地内の廃棄物斜面の 安定性等を調べるための現場実験を行いました。 入国から帰国までを報告します。

1. 入国

8月8日(金)、廃棄物地盤研究グループの4名で 現場実験用機材など100kg超の荷物を携えて、成 田からトルコ航空51便(11:55発)にて、イスタン ブールに向かいました。通常の飛行ルートのウク ライナ上空を避けて約12時間の飛行後、現地時 刻18時、イスタンブール国際空港に到着。税関 で実験用機材のチェックを受け、若干心配しまし たが、無事入国。空港出口で、オルタドグ・エナ ジー社 (ORTADOGU ENERJI) のイルカー・セ

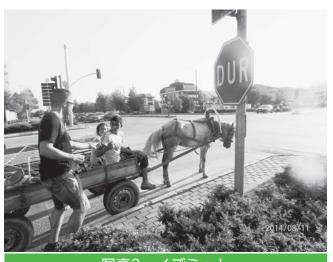


トルコ共和国と周辺

ル環境部長 (Ilker SEL、以下、感謝と親しみを込 めて"イルカー"と呼びます) らの出迎えを受け、 トルコでの旅程が始まりました。



写真1 イスタンブール・タクシム広場 (左から土居、大嶺、山脇)



(左から川嵜、現地の妹兄、白馬)

2. 参加メンバー(廃棄物地盤研究グループ)

山脇敦(財団)、大嶺聖(長崎大学・教授)、土居 洋一(長野県短期大学・教授)、川嵜幹生(埼玉県 環境科学国際センター)

3. 経緯と目的

今年4月29日、イスタンブールで開催された "EURASIA WASTE MANAGEMENT SYMPOSIUM 2014" で廃棄物斜面の安定性評価 法に関する発表を行った後、イルカーからトルコ 国内の埋立地での斜面安定性等に関する相談を受 けたのをきっかけに、共同実験を行うことになり ました。今回は、オルタドグ・エナジー社が現場 管理するイスタンブール国際空港の東約170km に位置するイズミット (Izmit) のソラクラー埋立 地 (Solaklar Landfill) で廃棄物地盤強度把握のた めの共同実験を行いました。イズミットはエーゲ 海に繋がるマルマラ海の最奥に位置する人口約 30万人の都市で、1999年のイズミット地震 (M7.4)で壊滅的な被害を受けています。

4. オルタドグ・エナジー社とソラクラー埋立地

オルタドグ・グループは、トルコで建設、電力、 物流、貿易、旅行業、環境事業等、幅広い活動を 行っていて、その一翼を担うオルタドグ・エナジ



(中央下がガス発電施設)

*写真3出典: Ismail Ozbay and Ertan Durmusoglu, MUNICIPAL SOLID WASTE DISPOSAL IN KOCAELI, TURKEY



外周路から頂上部を望む (標高差約40m)



実験場所(頂上部)からの眺め (斜面勾配30~33°)

ー社は、持続可能な発展を目的とした環境エネル ギー関連事業を行っています。同社の廃棄物ガス 発電部門では、ソラクラー埋立地 (5.1MW) など 3箇所で管理・運営を行っています。

ソラクラー埋立地は、イズミットの中心部の北 15kmの海抜約120mに位置し、面積約26ha、供 用開始1997年、埋立量は2011年時点で約350万 トン、2015年の埋立終了時には約500万トンに 達する見込みです。また、埋立高さは中心部で約 40mあり、実験場所の斜面勾配は30~33度です (写真4、5)。

トルコでは埋立地の斜面勾配は1:3(約18°) が 標準とのことで、当該斜面勾配はそれを上回って

いることから、オルタドグ・エナジー社が斜面の 状態を危惧し、今回の共同実験を行いました。

5. 共同実験

トルコ到着翌日 (8月9日) にソラクラー埋立地 で現地踏査と事前打合せ(写真6)を行って現地の 状況とニーズを確認し、8月10日~11日に共同 実験を実施しました。具体的には、今回の参加メ ンバーが作成した「不法投棄等現場の堆積廃棄物



衝撃加速度試験(キャスポル)



現場密度試験



現場土圧試験



ソラクラー管理棟内での事前打合せ (左から2人目がイルカー)



安息角試験 写真8



写真10 現場間隙率試験



ガス計測

	表1 ソ	ラクラー埋立地での共同乳	ミ験結果一覧と	日本の不	法投棄等	等現場と	の比較	
		廃棄物組成	現場の廃棄物	現場土	圧試験	停止	キャスポル	空気
場所	埋立形態	():重量比(%) γ:湿潤密度(g/cm³) w:含水比(%)	発展の展集物 料面勾配 (°)	ф (°)	c (kN/m²)	安息角(°)	衝撃 加速度 (インパクト値)	里x(間隙率 (%)
ソラクラー (頂上部)	衛生 埋立地	生ごみ(49%)、容器包装(24%)、可燃物(18%)、灰(7%)、 不燃物(1%)、危険物(1%)、 γ =1.0g/cm 3 w=45%	30~33、 (24~26;小段 を含む平均勾配)	52	3.7	36~46	3.7~4.6	28
日本の不法 (斜面崩壊 ない6箇所の	が生じてい	プラスチック(0~16%) γ =0.9~1.4g/cm ³ w=13~40%	30~60	45~51 *	3~11 *	36~52	3.7~7.8	14~40 **

注) *:一面せん断試験の結果を含む。 **:中部地方の1現場での堆積後8年~堆積直後の場所の試験結果。

の斜面安定性評価マニュアル (案)、平成25年12 月(財団HP及び書籍^{注)}に掲載)」による試験と、現 在研究中の廃棄物地盤の支持力特性等に関連した 実験・試験を行いました(写真7~12)。

また、実験場所で採取した廃棄物の含水比計測 と埋立廃棄物の組成調査はオルタドグ・エナジー 社が行いました。

注)「不法投棄等現場の堆積廃棄物の斜面安定性評価方 法」(大成出版社発行)

6. 実験結果

実験結果の一覧と日本の不法投棄等現場との比 較を表1に示します。ソラクラー埋立地の廃棄物 組成は、都市ごみが主で、生ごみ49%、容器包 装(プラスチック等)24%、可燃物18%です。

埋立頂上部 (埋立後6~8ヶ月経過) での現場密 度・間隙率試験では、空気間隙率28%、キャス ポルによる衝撃加速度(Ia:インパクト値)は平均 4.1であり、わが国の緩く堆積した不法投棄等現 場とほぼ同様の値を示しました。含水比は都市ご みが主のため45%と日本の不法投棄等現場より 高くなっていますが、斜面勾配が40°で表層崩壊 が生じていたインドネシアの都市ごみ埋立地 (表 層での簡易試験結果:容積含水率72%)と比べる とそれほど高くはありません。

また、安息角試験では停止安息角が36~46°、

現場土圧試験による内部摩擦角(φ)が52°と、相 当量含まれるプラスチック等による補強効果と、 東南アジアの埋立地と比較して水分が少ないこと 等により、高い斜面安定性を呈することが窺えま した。一方で、当該実験場所の廃棄物斜面勾配は 30~33°で、概ね高さ5m毎に設けられた小段を 含めた平均勾配は24~26°程度です。また、斜面 にクラックが生じていないこと、埋立地の基礎地 盤がフラットであるとの現地情報から、斜面崩壊 の危険性はそれほど高くないものと評価できまし た。

臭突で90リットルのビニール袋で採取したガ ス計測では、1分弱で袋が膨らみ、硫化水素 67ppm、アミン25ppm、アンモニア7ppmが計 測されました。なお、実験場所ではこの2年間で 約2mの沈下があり、跡地利用までには時間がか かりそうです。

7. 実験後、帰国

現場実験終了後、イズミットの郊外レストラン で、オルタドグ・エナジー社と埋立地を所有する イザイダス (IZAYDAS) 社の面々が送別会をして くれました (写真17)。トルコはイスラムのため ノンアルコールですが、トルコの皆様のホスピタ リティーと抱腹の陽気な会話を堪能させて頂きま した。

翌8月12日に実験機材を抱え空港に辿り着き 17:10発の便で帰国の途につきました。今回、実 験を予定どおりに終えることができたのは、オル タドグ・エナジー社のご協力で、重機をはじめと して篩い、ドラム缶、水等の実験用資材や現場労 働力を無償で提供して頂いたこともありますが、 何より、イルカーの理解とコミュニケーション力 (私の英語力不足を十二分に補ってくれました)に よるところが大きかったと思います。

また、トルコの食事が美味しかったのも私たち の体調維持に寄与しました。とくに現場作業でマ ルマラ海沿岸の夏の太陽を容赦なく浴びて汗だく になった後に、埋立地の社員食堂で飲んだトルコ ヨーグルト (写真15) のしょっぱい味が忘れられ ません。帰国後は体調が少し芳しくありませんで

したが、それは軟弱な体のせいです(どこかで食 べた生野菜はどうなんだろう?と言うメンバーは おりましたが……)。

斜面安定性等の廃棄物力学研究の成果は国内の 自治体で活用され始めてきましたが、今回トルコ で活かせたことで少し肩の荷が下りた気がします。 イルカーを始めトルコの皆様に心より感謝してい ます。

謝辞 本研究は「平成26年度環境研究総合推進費補助金」 (課題番号K133011、研究代表者:山脇敦) の支援を 受けて行っています。掲載した写真の多くは川嵜氏 から提供して頂きました。写真17、18はイルカー が提供してくれました。ご同行の方々の心身共の奮 闘に感謝しております。



写真13 実験支援中の イルカー(左)と現場の方



写真14 埋立地内で休憩 (右手前からムラット、セルダー所長、 イルカー、背後はガス発電施設)



写真15 埋立地のランチ (右側のカップがトルコヨーグル<u>ト</u>)



写真16 実験終了後、管理棟前で



写真17 郊外レストランでの送別会



写真18 Görüşürüz(さよなら)

都道府県の 産廃対策

第15回

福岡県

福岡県における産業廃棄物不適正処理 防止に向けた取組みについて

福岡県環境部監視指導課

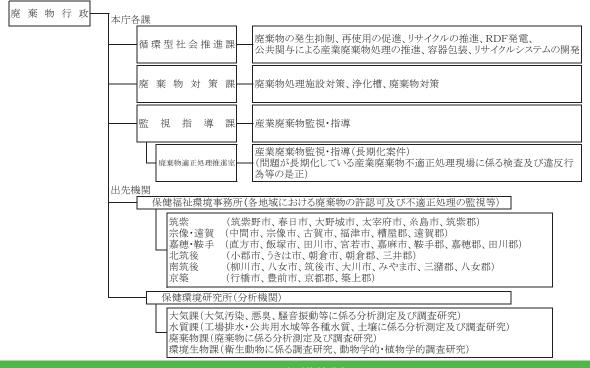
1 はじめに

福岡県の産業廃棄物行政は、 県内4つの政令市(北九州市、 福岡市、大牟田市、久留米市) と福岡県環境部及び県の出先機 関である6つの保健福祉環境事 務所が連携し、循環型社会の形 成に向けた廃棄物の発生抑制、

減量化、資源化の促進や適正処 理の推進を図っている。

ここでは、県民の安全・安心 の確保に向けて、本県が推進す る産業廃棄物の適正処理の施策 について紹介したい。

図1は、福岡県の廃棄物関係 組織の体系図である。本庁には 廃棄物関係3課を設置し、それ ぞれが、リサイクル、廃棄物の 許認可、産業廃棄物の監視・指 導の分野を担い、各保健福祉環 境事務所や市町村と連携し、地 域の不適正処理防止等に向けた 取組みを実施している。また、 立入検査等で採取した検体を分



析する機関として、保健環境研 究所を設置し、不適正処理の課 題解消に向けた研究にも取り組 んでいる。

2 監視指導の取組み

監視指導課は、産業廃棄物の 監視・指導を専門とした部署で あり、出先機関である各保健福 祉環境事務所と共に、排出事業 場や処理施設等への立入検査や 指導業務を行っており、年間の 立入件数は4,000~5,000件に のぼる。本県は立入調査時にお ける指導件数の割合の低下を行 政目標としているが、指導割合 は横ばいの状況にある(表1)。

表2は、本県で実施している 産業廃棄物の適正処理に向けた

表1	保健福祉環	環境事務所	における監	:視指導実統	漬
年度	H21	H22	H23	H24	H25
立入の件数	4,494	4,034	4,708	4,320	4,908
指導等の件数	1,145	892	730	1,220	1,243
指導等の割合	26%	22%	16%	28%	25%

主な取組みを示したものである。 その中からいくつか取組み内容 について紹介する。

(1) 監視・パトロール

本県における不法処理防止に 向けた取組みにおいて、最も重 点的に実施している分野として、 監視・パトロールの充実強化を 上げることができる。

本県では、監視・指導担当の 職員のほかに、県警察OB19名 を廃棄物不法投棄等対策専門員 として任用し本庁及び各保健福 祉環境事務所へ配置。職員とと もに排出事業場や処理施設等を 巡回し、適正処理の指導にあた っている。

また、本庁においては、現職 の警察官を配置し、県警察本部 や管内警察署との連絡を強化し、 不法投棄事案への迅速な対応を 図る体制を構築している。

(2) 普及啓発

適正処理を推進していくため には、排出事業者、処理業者の 適正処理意識の向上が不可欠で

!	表2 産業廃棄物の過	適正処理に向けた取組み
主な取組項目	目的	実施概要
普及啓発		
排出事業者講習会	医療系、建設系の産業廃棄物 排出事業者の適正処理の推進	年に県内の3~4ヵ所において講習会を実施。
処理業者講習会	産業廃棄物処理業者の 適正処理の推進	年に県内の3ヵ所において講習会を実施。
不法投棄撲滅キャンペーン	不法投棄撲滅に向けた取組み	環境月間を中心に県内各地で開催。
監視指導		
廃棄物不法投棄等対策専門員の配置	監視・指導の強化	警察官OBを監視指導課及び各保健福祉環境事務所に計19名配置。
スカイパトロールの実施	警察との連携による 不適正処理対策の強化	年4回、県警のヘリコプターによる空からの監視。
休日・夜間パトロールの実施	休日・夜間における 監視強化	県内3ブロックに分割し、6班12名体制とし巡回監視 (平成26年度から4ブロック8班16名体制へ増強)。
運搬車車両検問	警察との連携による 不適正処理対策の強化	年間、県内19ヵ所にて、産業廃棄物収集運搬車両に対する検査を 実施。
建設リサイクル法関係合同パトロールの実施	建設業者への監視・指導	年2回、建築、土木部門と協力し、現場のパトロールを実施
市町村との連携		
不法処理防止連絡協議会の設置	関係行政機関との 連携強化	本庁では県、国、警察、政令市等と不法処理防止連絡協議会を設置 し、各保健福祉環境事務所においても同様の協議会を設置している。
不法処理防止推進員制度の拡充	不適正処理の情報収集	56市町村のうち36市町村が導入。

あることから、排出事業者や処 理業者への講習会にも力を入れ ている。講習会では、廃棄物を 処理する際に遵守すべき内容や 法改正等のトピックを取り入れ 工夫した取組みを心がけ、特に 排出事業者への意識啓発が重要 と考え、政令市と共同で講習会 を開催するなど、不適正処理の 未然防止に努めている。

(3) 市町村連携

廃棄物の不適正処理事案に迅 速かつ適正に対応するには、4 政令市は勿論、各市町村との連 携を密にすることが、不可欠で ある。本県では、国、警察、4 政令市及び(公社)福岡県産業廃 棄物協会等と「福岡県廃棄物不 法処理防止連絡協議会」を設置 し、廃棄物の不法処理の防止に 向けた協議や情報交換を図って いる。

また、各保健福祉環境事務所 においても、地域の不法投棄等 の不適正処理の監視及び環境保 全活動を行うことを目的に、保 健福祉環境事務所、地元市町村、 警察署等が「地域連絡協議会」を 設置し、廃棄物に関する協議、 情報交換を密に行う体制を構築 している。

これらの協議会を通じて、課 題の共有化や問題事例に対する 共同対処など、不適正処理の撲 滅に向けた取組みを行っている ところである。

3 小川県政における新たな 取組み

平成23年4月には、4期16年 務められた前知事に代わって小 川洋知事が新たに就任した。小 川県政では、県民一人一人がこ の県に生まれて良かった、生活 して良かったと実感できる「県 民幸福度日本一」の実現を目指 し、「県民生活の『安定』『安全』 『安心』を柱とする施策を展開 している。

最後に、これまで紹介した取 組みに加え、小川県政による産 業廃棄物の適正処理推進施策の 新たな取組みのいくつかについ て紹介したい。

(1) 最終処分場定期掘削調査

これまで、最終処分場の埋立 状況の確認は、立入検査時の目 視及びマニフェスト等の書類の 確認が中心であった。このため、 一度不適正処理が行われた場合、 浸透水等に影響が出てくるまで には相当な期間を要し、またそ の原因究明及び改善までの期間 が長期化する要因ともなってい

る。

そこで、本県では、平成25 年から「福岡県産業廃棄物安定 型最終処分場掘削調査実施要 領」を制定し、県内の現在稼働 している安定型最終処分場を対 象として、実際に埋立処分され た廃棄物を県自らが掘削調査し、 不適正処理の早期発見・早期対 応を目指す事業を開始した。

表3及び図2は、安定型最終 処分場掘削調査の制度概要及び 調査フロー図を示している。本 調査は現在稼働(維持管理中も 含む) している19ヶ所の処分場 を対象とし、処分業の更新時期 に合わせて年間概ね4処分場で 調査を実施し、5年間で一回り する計画としている。

調査結果については、「産業 廃棄物最終処分場等に係る専門 委員会」(委員長:樋口壯太郎 福岡大学教授) に報告し、産業 廃棄物処理基準の適合性を評価 してもらい、その結果を県の HP上にて公表することとして いる。

表3	安定型最終処分場掘削調査制度概要
年間掘削数	概ね4処分場(全対象処分場:19処分場)
掘削調査時期	処分業の許可期限(5年)の更新時期に合わせて 実施(5年間で全処分場を調査)
掘削箇所	1処分場当たり概ね10m四方深さ3mを2ヵ所 選定
調査の評価	「産業廃棄物最終処分場等に係る専門委員会」 に、組成分析の結果等を報告し、産業廃棄物 処理基準に適合しているか否かを評価する。

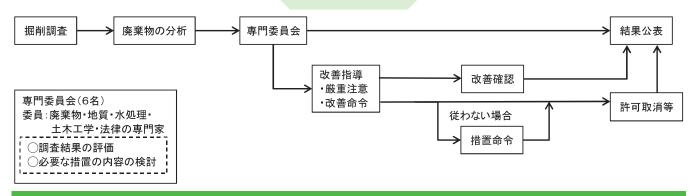


図2 安定型最終処分場掘削調査フロー図

平成25年度は4処分場を掘削 調査し、前述のとおり、調査結 果について県のHP上にて公表 している。25年度に調査した4 処分場のうち1処分場において、 木くずの不適正処理が確認され たため、処分場全面(深さ1m) の掘削調査等を指導し、改善を 確認した。

図3及び表4は掘削現場の写 真と平成25年度の公表結果の 抜粋である。

(2) 休日・夜間パトロールの 充実強化

本県では、不法投棄等の多発

が懸念される休日や夜間の監視 強化を目的に、平成14年度か ら民間警備業者に委託して「休 日・夜間パトロール」を行って きた。

平成14年当初は3班6名体制 で巡回監視していたが、平成 21年度には6班12名体制に増 強している。

一方、本県の1件あたり10ト





図3 掘削現場の状況 (左:掘削地点(10m×10m、深さ3m) 右:掘削された廃棄物)

			2人寸	加引品且加入少五名汉什	
	調査対象処分場	事業者名	調査時期	調査結果	指導の有無
1	田川郡大任町	M社	平成25年11月	産業廃棄物処理基準に適合して いると認められる。	特になし。
2	嘉麻市	E社	平成25年12月	産業廃棄物処理基準に適合して いると認められる。	特になし。
3	嘉麻市	I社	平成26年2月	産業廃棄物処理基準に適合して いると認められる。	特になし。
4	築上郡築上町	Y社	平成26年3月	掘削地点の一部において、まと まって木くずの埋立が確認され たため、産業廃棄物処理基準に 適合していない。	県による調査で掘削された木くずの 適正処理及び県による処分場の掘削 調査以外の部分の掘削調査を行うよ う文書により指導を行った。

表4 堀削調査結果の公表抜粋

ン以上の産業廃棄物の不法投棄 は、平成20年度は10件であっ たが、「休日・夜間パトロール」 を強化した平成21年度は2件に、 平成22年度~24年度は0件と 減少している。

このような成果がある中、こ の流れを一層定着させるため、 平成26年度からは、さらに8班 16名体制に強化し、定点監視 や巡回ルートを多様化するなど、 不法投棄・不適正処理の早期発 見、早期対応に努めている。

(3) 県外産業廃棄物の事前届 出制度導入

九州以外の大都市圏から排出 される産業廃棄物は、陸路によ る排出事業者からの個別の搬入 は少なく、積替え保管等を経て、 フェリー等で一度に大量に持ち 込まれることが多い。この結果、 処理能力を超えた廃棄物が短期 間に持ち込まれ、過剰保管の要 因となっている。

このため、本県では、このよ うな県外から搬入し処理される 産業廃棄物を事前に把握し、廃 棄物の過剰保管等の不適正処理 の早期発見・早期対応を図るこ とを目的として、平成25年度 から新たに「福岡県県外産業廃 棄物の県内搬入処理に関する要 綱 を制定した。

本制度は、福岡県内の処分業 者に対し、福岡県外から搬入さ れる産業廃棄物の排出事業者、 種類、予定数量、搬入時期等を 提出させるもので、提出された データを各保健福祉環境事務所 が共有することで、県内処分場 等の監視・指導の効率化・迅速 化に向け、効果的な制度となる ように運用している。

News Review

低濃度PCB廃棄物の

無害化処理に係る大臣認定

環境省では、低濃度PCB廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、低濃度PCB廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者に対して、環境大臣が直接認定する制度(無害化処理認定制度)を実施しています。

このほど、平成26年5月8日に(株)かんでんエンジニアリングからの申請に対して、また9月17日には(株)富山環境整備及び(株)GEからの申請に対して低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定が行われました。**表1**に3社の認定の内容を、また**表2**には平成26年9月末までに認定を取得した18事業者の概要を示します。

これらのうち、(株)かんでんエンジニアリングの認定は無害処理認定制度の下で初となる洗浄方式によるものであり、3か所で合計32台の大型変圧器を移動式の洗浄施設を用いてその場で無害化処理する計画としています。

耒1	新たに認定された。	作:連度DCR 家畜物の	D無害化処理認定施設
4V I	木川 ルートし 言心 人上 くこれ しんご		ノ共共 == 11 .W.J. (手言心 XF ///) につ

認定取得者名 (株)かんでんエンジニアリング (株)富山環境整備 (株)GE 住所及び 代表者 大阪府大阪市北区中之島6丁目 2番27号 代表取締役 畑中利勝 高山県富山市婦中町吉谷3番地3 代表取締役 畑中利勝 代表取締役 松浦英樹 38 代表取締役 畑中利勝 高山県富山市婦中町吉谷字殿山 布施畑字大阪谷1073番及び 2番1外3筆、字背戸山10番4外7 38及び3丁目44番20	11丁5悉
代表者 2番27号 代表取締役 松浦英樹 38 代表取締役 畑中利勝 代表取締役 金子文雄 施設設置場所 ・兵庫県神戸市西区伊川谷町 富山県富山市婦中町吉谷字殿山 大阪府堺市西区築港新町	[1丁5悉
	1110田
字柏木谷1085番2 ・大阪府阪南市尾崎町5丁目 213番、215番1、215番9、 216番1、302番及び1115番 ・京都府京都市右京区京北細 野町栢尾谷7番1及び7番4	「1丁5番
処理を行う 廃棄物の種類 PCB汚染物*1 イ 廃PCB等*2 ロ PCB汚染物*3 ハ PCB処理物*4 イ 廃PCB等*2 ロ PCB汚染物*3 ハ PCB処理物*4 イ 廃PCB等*2 ロ PCB汚染物*3 ハ PCB処理物*4	
処理の方法 洗浄 焼却 (ロータリーキルン式焼却 焼却 (ロータリーキルン (溶剤循環洗浄法(常温条件)) 炉及び固定床炉(JF炉を含む。)) トーカ炉燃焼方式)	⁄及びス
 処理能力 洗浄施設1基につき、抜油済みの変圧器を最大1台/日 ○廃PCB等 14.4kℓ/日 ○PCB汚染物又はPCB処理物 ○PCB汚染物又はPCB処理物 ○PCB汚染物又はPCB処理物 ○PCB汚染物又はPCB処理物 ○PCB汚染物又はPCB処理物 ○PCB処理物 ○PCB処理物 ○PCB処理物 ○PCB処理物 ○PCB処理物 	
認定日 平成26年5月8日 平成26年9月17日 平成26年9月17日	

- ※1 微量PCB汚染廃電気機器等
- ※2 微量PCB汚染絶縁油が廃棄物となったもの、PCBの濃度が5,000mg/kg以下のもの。
- ※3 微量PCB汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったもの又はPCBの濃度が5,000mg/kg以下の汚染物
- ※4 イ及び口を処理したもの又はPCBの濃度が5,000mg/kg以下の処理物

News Review

表2 低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設一覧

						でできた。 ファット ファット コーログドイド・ファット ファット・ファット コード・ファット コード・ファー コード・ファー コード・ファー コード・ファー コード・ファント コード・フェール コード・ファント コード・ファント コード・ファント コード・ファント コード・ファン コード・ファン コード・ファント コード・フェール コード・フェール コード・ファン コード・ファン コード・ファン コード・ファン コード・ファン コード・フェール コード・ファン コード・フェール コード・ファン コード・ファン コード・フェール コード・ファン コード・フェール コード・ファン コード・フェール コード・ファン コード・フェール コード・ファン コード・フェール コード・フェール コード・フェール コー・フェール コード・フェール コード・フェール コード・フェール コード・フェール コール コート・フェール コート・フェール コート・フェール コード・フェール コード・ファン・フェール コール・フェール コール・フェール コー	
į		1			任 連 時 D C B 庭 対		20 M % 3
	事業者名	設置場所	出置	処埋の万弦		微量PCB汚染物*1	低濃度PCB含有污染物*2
② 愛媛県廃棄物 処理センター	廃棄物ンター	愛媛県新居浜市	平成25年 3月29日	焼却 (ロータリーキルン式焼却溶融炉 及びローラーコンペア式連続方 式加熱炉)	28.8kℓ/⊞	(1)ロータリーキルン式焼却溶融炉 28.8t/日 (紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、汚泥、コンテ ※このうち低濃度PCB含有処理物は 20.16t/日 (2)ローラーコンベア式連続方式加熱炉 28.0t/日(廃電気機器	コンデンサ(30kg以下)) 気機器、ドラム缶類)
② 光和精鉱		福岡県北九州市	平成25年 7月18日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉 及び固定床炉)	24k0/日 —	(1)ロータリーキルン式焼却炉 10t/日 (木くず・紙くず等) (2)固定床炉 28.5t/日 (廃電気機器・ドラム缶類)	I
③ クレハ環境		福島県いわき市	平成25年 2月12日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉)	21.6k&/E 5t/E	廃プラスチック類10t/日、汚泥等30t/日、金属くず5t/日、	廃液5t/日
(4) 単点語 リサイン	東京臨海 リサイクルパワー	東京都江東区	平成23年 6月6日	焼却 (流動床ガス化溶融炉)	81.6kg/H —	ı	I
(S) III	コシステム秋田	秋田県 大館市	平成23年 11月8日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉)	14.4kℓ/⊟ —	ı	I
(8) 神戸環境クリエ	竟クリエート	兵庫県 神戸市	平成26年 2月21日	焼却 (ロータリーキルン及びストーカ炉)	9.0kg/H	1.5t/日(廃プラスチック類、汚泥、紙くず、木くず、繊維く	くず、金属くず等)
② 富山環境整備	境整備	型 型 型 工 当 工 子	平成26年 9月17日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉 及び固定床炉)	14.4kℓ/目	(1)ロータリーキルン式焼却炉 52.81/日 (汚泥、木くず、紙くず又は繊維くず、廃プラスチック類、金盾(2)固定床炉 21.841/日(廃電気機器、ドラム缶類、OFケ	f、金属くず) OFケーブル)
(8) 富士クリ	ジーン	香川県 綾川町	平成25年 2月8日	焼却 (ロータリーキルン及びストーカ炉)	7.2k&/B	1	I
(3) 関電ジオ	* 7	兵庫県 尼崎市	平成25年 7月11日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉)	7.68kℓ/日	ı	I
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		鳥取県境港市	平成25年 8月19日	焼却(ロータリーキルン・ストーカ炉及び固定床炉)	9.6kl/日(バーナー噴霧) 12.0t/日(コンベア投入)	(1)ロータリーキルン・ストーカ炉 12.0V日 (汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、 (2)固定床炉 6.6V日(廃電気機器、ドラム缶類)	/ク類、金属くず等、廃酸・廃アルカリ) 引
① 杉田建材	材	千葉県 市原市	平成25年 10月25日	焼却 (ストーカ式燃焼炉及び固定床炉)	24.0kℓ/日	(1)ストーカ式焼却炉 35.0kg/日(自社運転廃棄物に限る) (2)固定床炉 24.0t/日(廃電気機器、ドラム缶類、金属	属くず等)
(12) JFE環境	御	神奈川県 横浜市	平成25年 12月24日	焼却 (ロータリーキルン・ストーカ炉)	16.8kℓ/日	14.4V日(廃プラスチック類、汚泥、紙くず、木くず、繊維く	$rac{1}{2} \left(rac{1}{2} ight)$
(3) 群桐工	חם	群馬県 太田市	平成25年 12月26日	焼却 (ロータリーキルン式焼却溶融炉)	31.2kℓ/⊞	361/日(廃プラスチック類、汚泥、紙くず、木くず、繊維く	織維くず、廃酸・廃アルカリ)
(4) 環境開発	器	石川県金沢市	平成26年 1月17日	焼却 (揮発燃焼室付ロータリー キルン焼却炉及び熱風炉)	4.8kℓ/⊞	3.12t/日(廃プラスチック類、汚泥、紙くず、 10.32t/日 4.8t/日(廃酸・廃アルカリ) 2.4t/日(金属くず等)	紙くず、木くず、繊維くず)
(5) オオノ開發	総	愛媛県東温温市	平成26年 2月27日	焼却 (熱風炉付ロータリーキルン式焼却炉)	23.28kg/日 [SST施設 10.56kg/日] [SSH施設 12.72kg/日]	SSH施設 96本/日(ドラ SSH施設 10kg/日(自社 SSH施設 10kg/日(日本 SSH藤) 10kg	96本/日(ドラム缶に限る) 10kg/日(自社運転廃棄物)
(b) JX金属 古小牧	ケミカル	北海道 苫小牧市	平成26年 3月11日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉)	8.4kℓ/目	(1)ロータリーキルン式焼却炉 60kg/日(自社運転廃棄物に限る (2)固定床炉 6.0t/日(廃電気機器(コンデンサ及びOFケーブルを	がに限る) ーブルを除く)及びドラム缶類)
あるで、日本なら、日本なら、日本なら、日子がご	かんでん エンジニアリング	兵神大阪京京庫戸阪南都都県市府市府市府市	平成26年 5月8日	洗浄 (溶剤循環洗浄法(常温条件))	ı	洗浄施設1基につき、抜油済み変圧器を最大1台/日	ı
® GE		大阪府 堺市	平成26年 9月17日	焼却 (ロータリーキルン及びストーカ炉)	7.7k@/E	2.0t/日(廃プラスチック類、汚泥、紙くず、木くず、繊維く	< d ²)
※1 いずれ	も微量PCB汚		.係るものが廃棄	※1 いずれも微量PCB汚染絶縁油に係るものが廃棄物になったものに限る。 ※2 5,000mg/kg以下のもの。	パKg以下のもの。 ※3 低濃度PCB処理物を含む。	.B処理物を含む。	平成26年9月末現在

産業廃棄物処理業

経営塾OB会

平成26年度 施設見学会 開催される

経営塾OB会では、年に一回、施設見学会を開催しています。今年度は、9月11日~12日に49名(事 務局含む)が参加し、北海道の道南・道央のJX金属苫小牧ケミカル(株)(苫小牧市)、環境開発工業(株) (北広島市)、(株)鈴木商会(石狩市)の3社を訪問いたしました。本号ではその様子をご紹介します。

9月11日の石狩地方は、未明からの記録的な豪 雨により特別警報が出され、飛行機の欠航や遅延 が相次ぎました。このような厳しいコンディショ ンではありましたが、約1/3の参加者が新千歳空 港にほぼ予定通り集合して、30分程の遅れで最 初の見学先のIX金属苫小牧ケミカル(株)を訪問 しました。また、集合に間に合わなかった約2/3 の参加者も、次の訪問先である環境開発工業(株) に予定時間の30分遅れで合流しました。

JX金属苫小牧ケミカル(株)(北海道苫小牧市)

同社は北海道を代表する工業都市・苫小牧市の 臨海地区に立地し、昭和46年4月に創立、昭和 57年2月に産廃処理業に進出しました。平成4年 8月にはJX日鉱日石金属(株)の系列子会社「苫小 牧ケミカル(株)」として設立しています。

現在、焼却炉3基(大型キルン炉・小型キルン 炉及び固定床炉)、中和・脱水・破砕等の設備を 有し、本年3月には低濃度PCB無害化処理の大臣 認定を受けてさらなる事業の拡大を進めていらっ しゃいます。

最初に米田社長より歓迎のご挨拶をいただいた 後、会社概要と低濃度PCB無害化処理を中心に 各部門の説明をいただき、続いて施設を見学させ



JX金属苫小牧ケミカル(株)の見学



説明に聞き入る参加者

ていただきました。焼却炉では、1日あたり100t 程度の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の焼却 を行っているとのことでした。また、OA機器解 体事業では3人が作業に関わって30分に1台を解

体しており、手際の良い作業の様子に参加者は見 入っていました。

環境開発工業(株) (北海道北広島市)

同社は、昭和51年5月、廃油及び産業廃棄物の 収集運搬・処理並びに再生油販売を目的として設 立されました。現在は、中核事業である廃油リサ イクルのほか、RPF製造、オイルエレメントのリ サイクル、パソコン・複写機の解体事業、消火器 リサイクル等を行っています。

同社では、事業拡大に伴ってここ数年、NPO 法人と協力して知的障害者の雇用を積極的に行っ ています。定期的に通勤している方が30数名、 障害者施設などへの委託作業などで間接的に雇用 している人数を含めれば100名前後に上り、作業 指導はNPO法人が行っています。

当日は、実際にOA機器を手解体しているとこ ろや複写機の廃トナーを処理している現場などを 見学しました。一心不乱に働く姿を見て、自社で も採用が可能であるかを検討したいとの声も聞か れました。

同社では、系列を超えた自動車メーカーの数多 くのディーラーから、様々な廃棄物をワンストッ プで受け入れるサービスに取り組んでおられます。 施設見学の前に近隣の公民館で渡辺営業本部長 (第7期卒) にご講演をお願いしていたのですが、



環境開発工業(株)山田社長の挨拶



環境開発工業(株)の見学

遅延により時間がなくなり実現できなかったこと が本当に残念でした。

(株)鈴木商会(北海道石狩市)

翌12日、札幌市の中心部より、北に車で1時間 程行ったところの(株)鈴木商会の石狩工場を見学 させていただきました。

同社は、昭和16年に室蘭市にて設立、昭和48 年に本社を札幌市に移転し、その後道内各地に支 店、営業所、工場を順次設立しており、北海道を 代表するリサイクル会社となっています。

石狩工場は昭和57年に操業し、敷地面積は、 札幌ドーム約4個半分、15千坪程度に上ります。 鉄くず並びに産業廃棄物の破砕処理・自動車解 体・家電リサイクル・非鉄金属処理を行っており、 そこに80名程の方が勤務しています。

今回は、鉄くず、非鉄くず、自動車・家電リサ イクルの様子を見学しました。鉄くずは製鋼原料 として電炉メーカーに送られ、溶解後、建設鋼材 として再生されます。家電は、Aグループのリサ イクルプラントとして、洗濯機・冷蔵庫・エアコ ン等を処理しています。自動車は1日あたり35~ 40台が解体され、不要となった部品は国内向け にエンジン・ドア・ガラス等が、海外へはサスペ ンションやラジエーター等が供給されています。 非鉄金属は、持ち込まれた建設廃材などから手作



(株)鈴木商会の見学

業によって選別を行うことにより、純度の高い非 鉄金属が回収されています。冷蔵庫やエアコンか ら回収したフロンガスは、隣接する焼却処理の会 社で破壊していました。

同社の見学からは、地の利を活かしながら、広 い敷地でスケールメリットを発揮して効率よくリ サイクルに取り組んでいる様子がうかがえました。

経営塾OB会では、最近5年間では、宮城・仙 台(H21)、富山・石川(H22)、岩手(H23)、香 川・愛媛 (H24)、兵庫・大阪 (H25) と卒塾生の 在籍会社のみならず、東日本大震災の廃棄物処理 現場、バイオマス事業など様々な施設を視察して



(株)鈴木商会での質疑応答

まいりました。

今回見学をさせていただいた3社は、互いに、 処理後物の次行程として協力・連携の関係を築き、 北の大地に「産業のインフラ」としてしっかりと根 を下ろしていました。排出事業者、地域、行政か ら厚い信頼を受けて操業されている様子が大変頼 もしいものでした。

最後に、今回の施設見学に際しまして天候不順 に伴うアクシデントはありましたが、JX金属苫 小牧ケミカル(株)、環境開発工業(株)、(株)鈴木 商会の皆様には大変お世話になりました。この場 を借りて深く御礼を申し上げます。



経営塾 OB会

企業

紹介

アースサポート(株)

営業部 営業部長 経営塾9期生 坂本 貴志

■ 企業名 アースサポート株式会社

| 所在地 島根県松江市八幡町882番地2

| 代表者 代表取締役社長 尾﨑俊也

| 創 業 昭和38年2月4日

■ 設 立 昭和38年2月4日

■ 資本金 5,000万円

■経営理念

当社は、「すべてはお客さまに安心で快適な環境を提供するために」という経営理念のもと、私たちの行う仕事そのものが環境に大きな影響を与え得ることを自覚し、廃棄物処理に関する様々な管理や法令遵守の徹底や情報公開、リサイクル率の向上を推進しております。また、顧客、協力会社、社員、地域の方々のすべてを「お客さま」としてとらえ、「お客さま」に喜んでいただける会社作りをしていかなければならないと確信しています。その思いを皆様と交わした「約束」と考え、これからも誠心誠意努めてまいります。

■地域とのかかわり「環境教育」

当社では平成12年頃より、地域の小学校へ環境教育の一環として出前授業を行っています。内容は、「ごみの分別方法とごみのゆくえ」と題し、家庭から出るごみのサンプルを持参して分別方法を説明します。その後、そのごみがどのように処理され、リサイクルされるのかを説明します。併せて「ごみ収集車のしくみ」と題し、学校にごみ収集車を持って行き、車両のしくみを説明する他、実際にごみの投入体験もしてもらいます。運転席

にも乗ることができるので、子供たちに人気です。 どの学校でも、子供たちは熱心に話を聞いてくれ て、メモを取ったり積極的に質問をしてくれます。 授業終了後に「将来アースサポートに入りたい」と 言って下さる生徒さんもおられ、大変ありがたく 思っております。また、担任の先生からは「来年 もぜひお願いします」とのお言葉をいただき、毎 年授業を行う学校が増えてきています。こうした 活動の中から、「仕事を通じて社会に貢献できて いる」、また「会社が社会に必要とされている」と いうことを肌で感じています。当社としても今後 も積極的に地域とかかわり、社会や地域から必要 とされる、そんな会社を目指していきたいと考え ています。

■社員とのつながり「女性社員を生かす」

当社では事務系社員の半数が女性社員で、また 役職者も半数以上が女性社員であり、男性社員だ けでなく女性社員も非常に活躍しています。

以前は、重要な役割を担っている大切な「人財」である女性社員が結婚・出産を機に退職するということが大変な損失になっていました。そこで、「結婚や出産をしても"また帰ってきたい"と思っ



当社で活躍する女性社員

てもらえる会社を目指そう」と考え、実際に結婚 や出産をした女性社員の悩みや、「こうしてほし い」という要望を聞かせていただき、少しずつ職 場環境を改善してきました。具体的には、1年間 の育児休業制度をはじめ、子供が小学校4年生ま で時間短縮して働ける「育児短期勤務制度」や、子 供が風邪をひいてしまい会社を休まなければいけ なくなった場合に備えて年に7日間取得が可能な 「看護休暇制度」などがあります。そうした改善の 結果、ここ数年は出産してもほとんどの女性社員 が職場復帰してくれるようになり、今では"職場 復帰するのが当たり前"といった空気になってい ます。知識と経験を兼ね備えた優秀な女性社員が 結婚・出産ということだけで退職せざるを得ない ようなことにならないようしっかりフォローでき るような組織作りは、社会的にも、そして当社が 今後より成長するためにも非常に重要なことだと 感じています。しかし、そうした結婚・出産を経 て戻ってきてくれる女性社員の職場環境を改善す るために、それ以外の社員が一生懸命頑張ってく れるということを忘れてはいません。よりよい職 場環境にしていくため、相互に助け合うことがで きる会社作りをしていかなければならないと強く 感じています。

■Tポイントサービス

平成23年5月1日より、カルチュア・コンビニ エンス・クラブ(株)の運営するTポイントサービ スの二次代理店として島根県で初めて契約を締結 し、Tポイント加盟店舗の募集を開始しました。 Tポイントサービスは、114社、利用店舗数約 230.097店舗、会員数4.993万人(平成26年8月末 現在)を有する国内最大の共通ポイントサービス です。全国にチェーン展開する企業との提携に加 え、平成23年4月からはTポイント利便性・利用 価値を高めるため、全国各地のローカルショップ に関しても加盟を拡大しています。この加盟店舗 拡大の流れを受け、当社は二次代理店の契約を締 結し、当社が廃棄物収集・処理サービスを提供し ている飲食店や旅館、その他店舗等のお客さまを 中心に加盟店を募集していくことといたしました。 これにより、当社では、廃棄物処理だけでなく、 Tポイントサービスの加盟をセットで提案するこ とで、お客さまの本業部分での貢献をさせていた だきたいと考えています。現在は廃棄物処理の同 業者様へもTポイントの加盟店を募っており、平 成26年9月末現在で51社にご加盟いただき、T ポイントのネットワークが全国に広がりつつあり ます。今後も同業者様のネットワークを広げると ともに、同業者様のネットワークの中で情報共有

によるシナジー効果を出していければと考えてお ります。

もし、Tポイントにご興味のある業者様がいら っしゃいましたら、ぜひご一報下さい。全国どこ へでもご提案にお伺いいたします!!

■B to C事業「片付け堂」

当社ではB to B(Business to Business)だけで なく、近年B to C(Business to Consumer)のマ ーケットにも視点を向け、戦略的に事業展開を行 っています。

具体的には、当社ではごみのコンビニ「片付け 堂」として、ご家庭にある粗大ごみ等の不用品回 収、家屋の解体、清掃、遺品整理などのお手伝い をさせていただいております。収集する車両は、 軽トラ、2tコンテナ車、4tコンテナ車の3種類が あり、コンテナ車は10台以上の車両を保有して おり、軽トラ1台分の少量のごみから、一軒家に 入っている多量の粗大ごみ収集まで、臨機応変に 作業をさせていただくことが可能です。

また、当社はTポイント加盟店でもあるので、 個人の方より下見依頼をいただいた際はTポイン トを付与し、契約まで話が進んだ場合はさらにポ イントを付与するなど、「Tポイント」という新た な武器を使って営業展開を行い、順調に売上数字 を伸ばすことができております。今後も「片付け 堂」というブランドイメージをさらに向上させ、 また「Tポイント」という企業イメージアップの戦 略を上手く組み合わせ、B to Cビジネスに新た な切り口で仕掛けていきたいと思います。



「片付け堂」ロゴ



平成25年1月に開設した「エコウェル京浜島」

■環境と福祉の融合「エコウェル京浜島」〜島根 から関東進出へ~

平成25年1月、東京都大田区京浜島にアースサ ポート(株)東京工場「エコウェル京浜島」を開設い たしました。ここでは、破袋機及び選別ライン、 圧縮機などを設置し、主に事業系不燃物を取り扱 います。現在は中間処理後の廃棄物については現 地の協力会社へ委託しておりますが、平成27年 からは、中間処理後の廃棄物は本社のある島根県 へ持ち帰る予定となっており、焼却場の減少や埋 立地ひつ迫により高騰する廃棄物処理費を、安定 した搬出先確保により抑えたいと考えております。

また、当工場では、障がい者の就労支援事業所 であるNPO法人あすのひかりも同時開設し、障 がい者の雇用確保とリサイクルという「環境と福 祉の融合」という新しいスタイルを目指しており ます。

羽田空港近郊と大変便利の良い場所ですので、 もし近くに寄られることがありましたら、ぜひお 立ちより下さい。お待ちしております!!

(株)フロンティア・スピリット

営業管理本部 環境部 部長 経営塾7期生 平林 正幸

■ 企業名 株式会社フロンティア・スピリット

▮所在地 長野県松本市大字和田4709

代表者 代表取締役 横沢英樹

業 平成7年

設 立 平成7年8月

資本金 3,000万円

■沿革・企業理念

当社は、平成7年に収集運搬業として創業し、 平成10年にダイオキシン特別措置法対応の焼却 炉を竣工し、主に建設業を主体とした処理業を行 っております。

がれき類の破砕処理も行っており、信州リサイ クル認定製品に登録もされております。

平成14年に、医療系廃棄物の完全焼却を目的 として(株)エコロジカル・サポートを設立。平成 15年に、計量・測定事業も目的とした(株)環境 科学を設立。平成16年に、廃棄物の完全リサイ クルを目的とした(株)フロンティア・スピリット E・P・Sを設立。平成17年に、関東・中部・関 西圏の廃棄物を収集運搬に対応するべく(株)エコ ループ・トランスポートを設立。平成22年に地 場ゼネコンである(株)清水口建設がフロンティア グループの傘下となり、グループ企業が6社とな りました。

(株)フロンティア・スピリットを母体に、フロ ンティアグループとして、廃棄物を「循環資源」と 考え、創造・改革・挑戦の信念を持って、人間生 活・社会・産業・自然との共生を目指し貢献する ことが、我々に与えられた使命と考えております。 フロンティアグループの各施設及び設備を紹介 させていただきます。

■フロンティア・スピリット

産業廃棄物収集運搬業及び処理業と建設業とし

て一般土木業・建物及び建築物の解体工事業を主 体として、事業を行ってきました。最近は、産業 廃棄物の収集運搬では、長野県内一円及び山梨県 まで、車両台数30台で建設現場及び事業所での 回収業務をしております。

産業廃棄物処理業では、処理能力2.5t/hの焼却



焼却施設



破砕施設

施設を保有しており、建設系廃棄物・建設汚泥・ 廃油を処理できます。建設リサイクル法が整備さ れてから建設現場の廃棄物も様変わりしてきまし たが、焼却する廃棄物もかなりあるのが現状です。

また、処理能力480t/hの破砕処理施設を保有 しており、がれき類を破砕処理後、再生砕石とし て建設工事資材での活用を図っております。RC -40は、信州リサイクル認定を受けていますが、 その他がれき類も全量破砕処理後、規格毎の品質 管理を行うことで利用価値を高めております。

解体工事業としては、一般住宅から大型ビル・ 小規模店舗や行政組合の焼却施設等、多種多彩な 現場に対応しております。建設リサイクル法・ア スベスト建材等法律も強化されてきておりますが、 外部講習及び社内勉強会にて安心・安全な解体現 場の構築を維持しております。

その他事業としては、汚染土壌対策事業も、法 律の整備によって施工実績が増えてきております。 汚染土壌対策と解体工事がセットとなる現場も多 くなり、一括管理施工が出来るのが弊社の強みで す。油汚染対策もガソリンスタンドの閉鎖後の解 体工事では、必須となります。

PCB関連においても、低濃度PCBの処理につ いて認定施設の業者様との共生化に取り組み、排 出事業者様の負担低減を図っております。

■フロンティア・スピリットE・P・S

こちらの施設では、主に3種類のリサイクル製

品を製造できる施設となっております。

施設①では、廃プラスチック類・紙くず・木く ず・繊維くずを、破砕・減容固化処理を行い、 RPF固形燃料を製造しております。処理能力 19.28t/日で月産600t余りの生産能力があります。

RPF固形燃料では、維持管理として含有塩素が 大きな問題となります。平成22年にJIS規格が制 定され、発熱量・水分量・灰分量・塩素分で品質 管理が求められ、特に塩素分が重要となりました。 当施設ではB品(塩素濃度: 0.3~0.6)とC品(0.6 ~2.0) の2種類を製造しています。販売先の品質 規格によるものですが、軟質系プラスチックが RPF原料として最適(塩素含有無し)ですが、有価 物として国外へ多く流れており、含有塩素低減の ネックとなっています。

施設②では、木くずを破砕処理し、木質燃料チ ップを製造しております。処理能力170.4t/日で、 月産5,000t余りの生産能力があります。維持管 理として含有水分に留意していますが、破砕後の 製品ヤードを建屋内の設けることで10%以下を クリアーできます。主力の納品先は日本屈指のバ イオマス施設で、品質の面でも高い評価を受けて おります。

施設③では、無機汚泥を乾燥・造粒固化処理を 行い、改良土(商品名:クリーンソリット)を製造 しています。処理能力60m³/日で、月産1,800m³ の生産能力があります。建設用骨材での利用とな るため、維持管理として、土壌環境基準をクリア



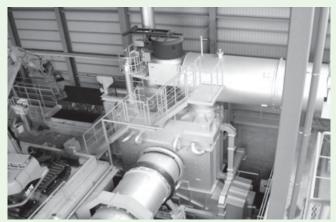
①破砕・減容(RPF)施設



②木くず破砕施設



③無機汚泥処理施設



エコロジカル・サポート 焼却施設

ーすることが最大の目的となります。土壌環境基準を超過した場合は、再処理を行います。

■エコロジカル・サポート

こちらの施設では、病院等の医療施設より感染 性廃棄物を受入、焼却処理を行っております。

固形状の廃棄物から液状廃棄物までの処理は、 当該地区唯一の処分会社となります。

収集運搬業も、長野県内をはじめ近県多数の許可を取得し、広域化を図っています。

■環境科学

生活活動・事業活動等、生きていくうえでの様々な活動で、生産・消費・再利用・廃棄等を行い、環境影響に関わっている昨今、環境科学ではそのような関わりを測定・分析・試験・調査等を通して数値(数量)化して目に見えるもの(形)にするお手伝いをさせていただいております。

主なところでは、水質検査・大気測定・土壌調査・作業環境測定等、物質では、ダイオキシン・アスベスト・農薬・放射線等環境に関係するものについて幅広いニーズに対応できます。

■エコループ・トランスポート

産業廃棄物の広域収集運搬及びフロンティアグ

ループの外部委託物及びリサイクル製品の運搬を 主に行っています。大型のダンプ車両からコンテ ナ車両各種及びステーションワゴン車まで車両を 保有し、お客様のニーズに合わせた迅速且つ適正 な収集運搬業務を心掛けております。

■清水口建設

かけがえのない地球環境を守るために、廃棄物を再利用し、資源を有効利用する「循環型社会」の構築を急がなければなりません。大地を相手とする建設業界においては、真摯に取り組むべきテーマです。

清水口建設では、土木・建築・解体からリサイクルまで総合建設業として、トータルに担う「循環型」の業務形態を確立しております。信頼性の高い技術と実績でお客様と時代のニーズに応える企業です。

リサイクルセンターにて、木くずの破砕施設とがれき類の破砕施設を保有しており、元請施工の工事現場では、排出事業者が自ら処理することで「循環型建設業」を構築しております。

■まとめとして

現在より未来に亘り、「自然との共生」は未来への約束。私達は持続型資源循環社会への実現を目指して、「FINS21」を進化させ続けます。



FIFAワールドカップ2014ブラジル大会は、ドイ ツが見事4回目の優勝を飾りました。前評判で注目 されていた、アルゼンチンのメッシは準優勝なが らも見事MVPを獲得し、また対照的におよそ60年 ぶりの自国開催で、当時の悲劇の払拭を願ったブ ラジルは、注目選手ネイマールを怪我により欠き、 4位という形で幕を下ろしました。その他にもウル グアイ代表スアレスの噛みつき騒動や日本人サポ ーターのゴミ拾いなどなど様々なドラマがあった 大会でした。

私自身は、小学生の頃サッカーを始めたのですが、 なぜか中学からテニスを始め、結局大学まで体育 会でテニスをしていました。ただ、友人達とのお 遊びサッカーは社会人になっても続けており、サ ッカーとは長い付き合いをしております。ただし、 下手です。

日本のサッカーというのは、欧米諸国と違い緻密 な作戦を駆使したサッカーだと聞いたことがありま す。その話が本当か分かりませんが、確かに身体能 力ではヨーロッパや南米と比べ劣る部分は多く、派 手さがないのは事実ですよね。それでも日本はワー



ルドカップ出場を果たし、そして2002年、2010年 はベスト16へ入っている訳です。日本という国が 目標に向かい団結するときは、他の国とは少し違う 強い絆を感じます。それは島国ならではの特徴かも しれません。一人の力ではなく、それぞれの特長を 活かした連携技とでもいうのでしょうか。サッカー だけではなく、スポーツと国の結びつきというのは 大変面白い指標だなと最近よく感じます。そんな目 でこれからも日本とスポーツを観戦していこうと思 います。

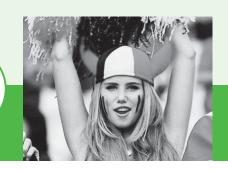
でもやっぱり、噛みつくのは良くないですよね……。 エス・エヌ・ケー・テクノ(株) 伊藤 祐介



開 話 休 題

FIFAワールドカップ2014

経営塾6期生 伊藤 祐介



地方の活性化が言われるように なって久しいですが、地方市街地の 衰退は着実に進みつつあるようで す。この夏、子供の頃に一時期過ご した北関東のある街を数十年ぶり に訪れました。通った小学校はかつ てと同じたたずまいでしたが、あた りを見回すと、街の中心部にもかか わらず、空き地と化している場所が 目につきました。役所が入る高層ビ ルの展望室から見下ろすと、駐車場 ばかりが目立ち、思わず愕然として しまいました。

政府も専任大臣を置くなどして、 あらためて地方の活性化、地方の創 生に取り組むことを打ち出してい ます。実効ある施策が考案され、成

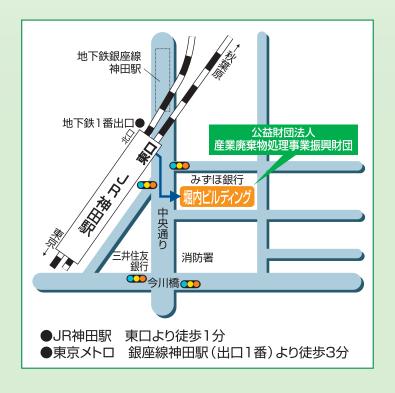
果があがるよう、政府の新たな取り 組みに期待するところ大ですが、高 齢化の急速な進展、さらには人口の 減少が進む中で、地方の活性化が容 易でないことは言うまでもありま せん。

財政支援に限りがある以上、活性 化策は総花的に進めるよりも、でき る限り絞り込みを図り、重点的かつ 効率的に展開していくことが求め られます。あらためて申すまでもな く、産業廃棄物処理事業は地域との 連携の上に成り立つ、地域に根ざし た産業です。企業活動に欠かせない サポート役としてのみならず、エネ ルギーや資源をつくり出す循環産 業として、各地域からの期待は、今

後ますます大きなものとなってい くでしょう。

将来をにらみ、こうした地域オリ ジナルの産業の振興に照準を合わ せた抜本策を集中的に講じ、これを 梃子にして地域全体の活性化を図 っていくことができないでしょう か。かつての街のにぎわいを思い浮 かべながら、いろいろと思いを巡ら してみる今日この頃です。

当財団の発展に尽くされた飯島 孝専務理事が急逝されました。産業 廃棄物処理事業の振興のみならず、 広く我が国の環境行政の推進に大 きく貢献された飯島様のご冥福を 心よりお祈り申し上げます。(K.I.)



產廃振興財団NEWS

2014.11 vol.22 No.76

発行日 平成26年11月12日

発行人 樋口 成彬

発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号堀内ビルディング3階

TEL (03) 3526-0155 FAX (03) 3526-0156

URL. http://www.sanpainet.or.jp

印刷 (株)環境産業新聞社